

○第165回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：平成30年11月9日（金）14：00～14：49

議事概要：

（1）農薬（シエノピラフェン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、シエノピラフェンの一日摂取許容量（ADI）を0.05 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を設定の必要なしとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤（殺ダニ剤）で、ピーマン、なす等に使用します。今回、アスパラガスへの適用拡大申請がされています。

（2）農薬（ゾキサミド）の食品健康影響評価について

・審議の結果、ゾキサミドの一日摂取許容量（ADI）を0.47 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を設定の必要なしとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、日本国内での農薬登録はありません。今回、インポートトレランス設定（たまねぎ及びバナナ）の要請がされています。

（3）その他

・食品健康影響評価について調査審議する評価部会が以下のとおり指定された。

① オキシポコナゾールフマル酸塩

・評価第三部会において調査審議することとなった。

*殺菌剤で、りんご、もも等に使用します。今回、かんきつ（みかんを除く）及びみかんへの適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

② カルタップ

・評価第四部会において調査審議することとなった。

*殺虫剤で、水稲、キャベツ等に使用します。今回、てんさいへの適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

③ チオシクラム

・評価第四部会において調査審議することとなった。

*殺虫剤で、水稲、キャベツ等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

④ ベンスルタップ

・評価第四部会において調査審議することとなった。

*殺虫剤で、水稲に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。